

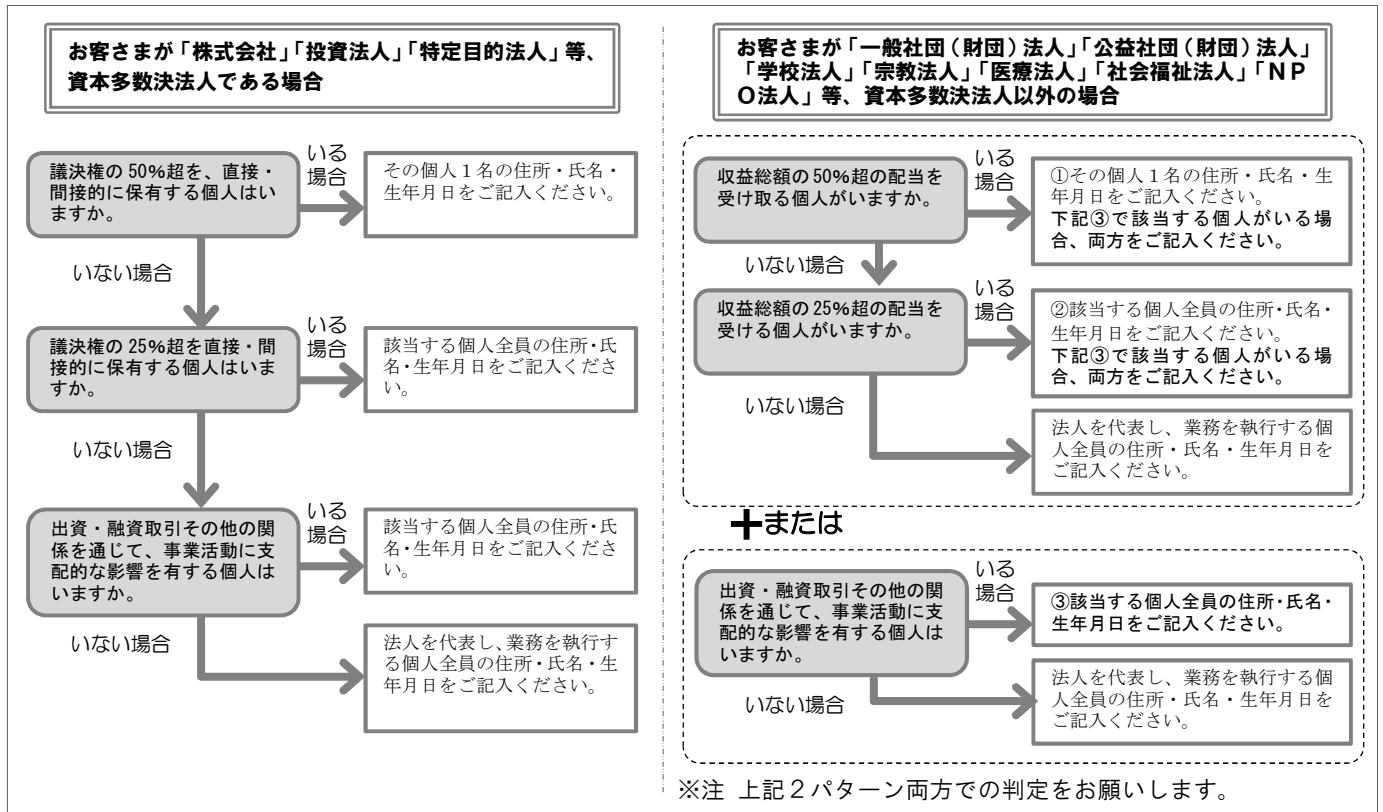
◆実質的支配者さまの判定について

法人のお客さまとの取引においては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、実質的支配者さまである方についての確認が必要となります。

(ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、上場会社などに該当する法人のお客さまについては、確認は不要です。)

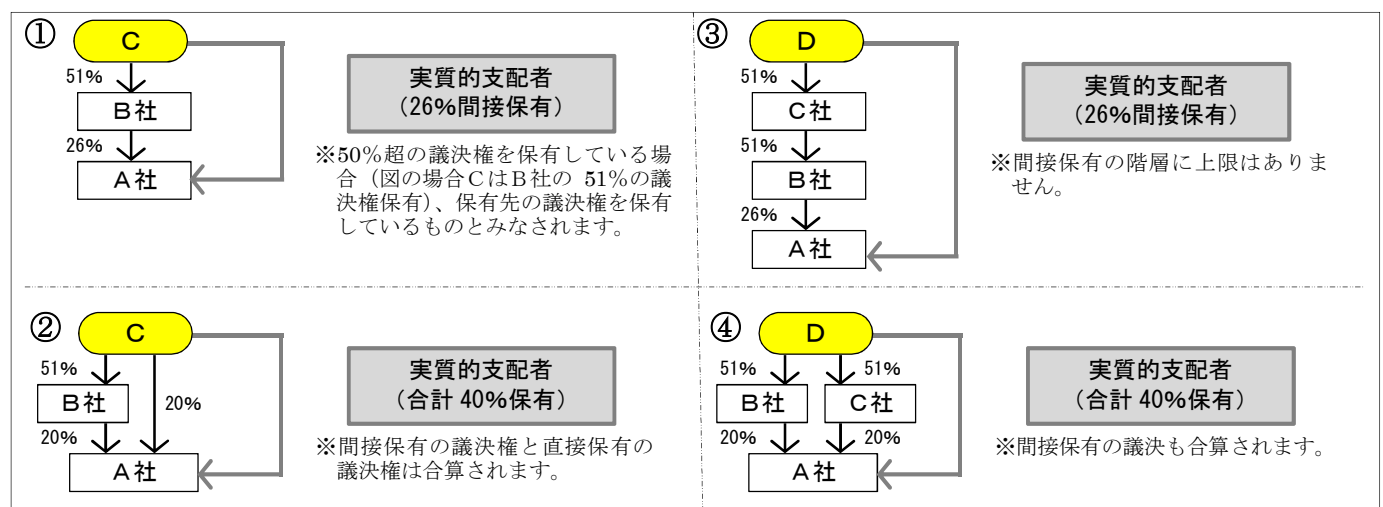
実質的支配者さまとは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある方をいい、その個人の方の氏名、住所、生年月日等をご申告していただいております。

◆実質的支配者の判定は、以下の通りとなります



※注 実質的支配者が「国・地方公共団体・上場企業及びそれらの子会社」の場合、その名称と本店所在地をご記入ください。

◆間接的に保有する個人とは、以下のような場合をいいます。



上記①～④の保有形態は以下の通りとなります。

保有形態	①	②	③	④
直接	0%	20%	0%	0%
間接	26%	20%	26%	40%